

# 伊豆中央道・修善寺道路 ETC 多目的利用サービス割引利用規約 (いずトクX割引) (いずトクX100 割引)

## (目的)

第1条 この規約は、有料道路「伊豆中央道」及び「修善寺道路」(以下「対象道路」といいます。)において、静岡県道路公社(以下「公社」といいます。)が実施する「ETC 多目的利用サービス割引(いずトク X 割引)(いずトク X100 割引)」(以下「本割引措置」といいます。)の利用に関し必要な事項を定めます。

2 公社は、対象道路に導入する ETC 多目的利用サービス(以下「ETCX」といいます。)のサービス提供事業者である ETC ソリューションズ株式会社(東京都港区、以下「サービス提供事業者」といいます。)の協力を得て、本割引措置を実施します。

## (定義)

第2条 この規約の中で使用する用語は、別段の定めのない限り、次のとおり定義します。

- (1) ETCX 会員 サービス提供事業者が定める ETCX の会員登録手続を完了した方をいいます。
- (2) 割引適用者 本割引措置の申込手続を完了した ETCX 会員をいいます。
- (3) ETCX 会員規約 サービス提供事業者が定めた ETCX 会員に対して適用される規約をいいます。
- (4) ETCX 会員 ID ETCX 会員規約で規定されている会員 ID をいいます。
- (5) ETCX ホームページ サービス提供事業者が運営する ETCX の会員登録及び会員へのサービスのためのウェブサイト (<https://etcx.jp>) をいいます。
- (6) 割引マイページ ETCX ホームページ内に設置される、本割引措置の申込等の手続を行うウェブサイト (<https://siz-road.etcx.jp>) をいいます。
- (7) ETC カード ETC システム取扱道路管理者が定めた「ETC システム利用規程」に規定する ETC カードのことをいいます。
- (8) 登録 ETC カード ETCX 会員登録されている ETC カードをいいます。
- (9) デジタルサイネージ盤 料金所の車線の側方に設置する、ETCX のシステム処理状況や通行料金の額等を示す案内板をいいます。
- (10) いずトク X 割引 この規約に基づき、公社が提供する多頻度利用者向け ETC 多目的利用サービス割引で、割引マイページにおける申込後、ETCX の利用回数に応じ、無料利用を付与する料金割引をいいます。
- (11) いずトク X100 割引(段階的割引) この規約に基づき、公社が提供する多頻度利用者向け ETC 多目的利用サービス割引で、ETCX の利用回数に応じ、割引マイページにおける申込後、段階的に支払料金単価を引き下げる料金割引をいいます。
- (12) いずトク X100 割引(電子回数券) この規約に基づき、公社が提供する多頻度利用者向け ETC 多目的利用サービス割引で、割引マイページにおける購入後、所定回数の ETCX 利用を行える料金割引をいいます。

## (適用範囲)

第3条 この規約は、本割引措置の適用を受けようとする方(以下「割引申込者」といいます。)

ます。)及び割引適用者に対して適用されます。

(いずトク X 割引の利用申込)

第4条 この規約の施行日以降、いずトク X 割引の申込及び次の各号に掲げる割引適用区分の追加はできません。

(1)「伊豆中央道、修善寺道路 共通」

(2)「修善寺～熊坂」

2 この規約の施行日の前日までに利用申込を完了した割引適用者（以下「いずトク X 割引適用者」という。）は、割引マイページで、いずトク X 割引の登録事項を確認することができます。ただし、いずトク X100 割引（段階的割引）の適用開始以降は、いずトク X 割引登録事項の確認はできなくなります。

(いずトク X 割引の適用)

第5条 公社は、いずトク X 割引適用者が登録 ETC カードを用いて ETCX により対象道路を通行した回数を集計し、車種別通行回数に応じた、所定の無料通行回の付与及び割引料金額により、割引を適用します。

2 前項の通行回数を集計は、ETCX のシステムにより ETCX 会員 ID 毎に行います。

3 第1項の無料通行回の付与の詳細及び割引料金額は、別に定めるとおりとします。

4 第1項の通行回数を集計は、160 回を上限とし、この規約の施行日以降に上限に到達した時点をもって、いずトク X 割引の適用を終了するものとします。

5 いずトク X 割引適用者が、次条第1項に規定するいずトク X100 割引の利用申込を行う場合、いずトク X100 割引の申込が完了した時点で、いずトク X 割引の適用は終了し、いずトク X 割引の通行回数は消滅します。

(いずトク X100 割引（段階的割引）の利用申込)

第6条 いずトク X100 割引（段階的割引）の割引申込者は、この規約に定める事項を承諾の上、インターネットにより、いずトク X100 割引措置の利用をサービス提供事業者に申し込んでください。

2 第1項の申込において、割引申込者は、次の各号の区分のいずれか又は全てを選んで登録することができます。

(1)「伊豆中央道、修善寺道路共通」

伊豆中央道（江間料金所）、修善寺道路（大仁料金所）の通行が、いずれも割引適用対象となります。

(2)「修善寺～熊坂」

修善寺道路（修善寺料金所）の通行のみが、割引適用の対象となります。

3 前号の登録区分の追加は、インターネットにより、サービス提供事業者に申し込むことができます。

4 いずトク X100 割引（段階的割引）の申込を完了した者（以下「いずトク X100 割引（段階的割引）適用者」という。）は、割引マイページで、前2項の登録事項を確認することができます。

(いずトク X 割引適用終了者の特例)

第7条 第5条第4項の規定に基づき、いずれも X 割引の適用が終了した者については、いずれも X100 割引（段階的割引）の利用申込が完了したものとみなし、前条の利用申込を行う事なく、この規約の施行日以降に 160 回を超えた最初の通行を、いずれも X100 割引（段階的割引）の 1 回目として、割引適用の通行の集計を行うものとします。

（いずれも X100 割引（段階的割引）の適用）

第8条 公社は、いずれも X100 割引（段階的割引）適用者が、登録 ETC カードを用いて ETCX により対象道路を通行した回数を集計し、車種別通行回数に応じた、割引料金額により、割引を適用します。

2 前項の通行回数の集計は、ETCX のシステムにより ETCX 会員 ID 毎に行います。

3 第1項の割引料金額は、別に定めるとおりとします。

4 第1項の通行回数の集計は、100 回を上限とし、100 回を超えた最初の通行については、1 回目として、再度集計を行うものとします。

（いずれも X100 割引（電子回数券）に係る回数券約款の特例）

第9条 いずれも X100 割引（電子回数券）（以下「電子回数券」という。）の発売、払い戻し及び使用に関する契約については、静岡県道路公社回数券約款（平成 10 年 7 月 1 日）は適用せず、この割引利用規約によるものとします。

（いずれも X100 割引（電子回数券）の発売）

第10条 電子回数券の割引申込者は、この規約に定める事項を承諾の上、第6条第2項各号に掲げる区分毎に、利用を希望する車種別の利用回数 100 回分を、割引マイページで購入するものとします。なお、複数回の購入を妨げません。

2 電子回数券の購入を完了した者（以下「電子回数券割引適用者」という。）は、割引マイページで、前項の購入事項を確認することができます。

3 電子回数券の販売価格は、別に定めるとおりとします。

（いずれも X100 割引（電子回数券）の払い戻し）

第11条 発売した電子回数券は、払い戻しをしません。

（いずれも X100 割引（電子回数券）の適用）

第12条 公社は、第10条に基づき購入した電子回数券の利用回数を限度に、電子回数券割引適用者に対し、対象道路における登録 ETC カードを用いた ETCX 通行をさせるものとします。

2 前項に基づき通行した回数の集計は、ETCX のシステムにより購入した電子回数券単位で行います。

（いずれも X100 割引（電子回数券）の通用期間）

第13条 電子回数券の通用期間は、回数券の発売日から ETCX による料金徴収が終了する日までとします。ただし、次の各号の一に該当する事由が発生した時は、当該事由の発生した日の前日までとします。

（1）当該回数券が廃止されたとき。

（2）法令又は、これに基づく行政処分等により表示の車種の通行が廃止されたとき。

(本割引措置の実施方法)

第 14 条 社は、登録 ETC カードを用いて ETCX により対象道路を通行した割引適用者に対し、割引の申込又は購入区分に応じて本割引措置を適用します。ただし、電子回数券による利用は、いずれも X 割引又はいずれも X100 割引（段階的割引）による利用に優越するものとし、電子回数券の割引措置が適用される場合は、いずれも X 割引又はいずれも X100 割引（段階的割引）の通行回数の集計は中断します。

3 社は、本割引措置を適用したときは、料金所のデジタルサイネージ盤により、割引適用について、割引適用者に対して表示します。ただし、通行回数又は電子回数券の残回数は表示しません。

4 割引適用者は、割引マイページで、本割引措置の利用履歴を照会することができます。ただし、いずれも X100 割引（段階的割引）の適用開始後は、いずれも X 割引の利用履歴の照会はできなくなります。

(解約)

第 15 条 割引適用者が、ETCX 会員でなくなったときは、本割引措置の登録を解約します。この解約をもって、第 5 条第 1 項若しくは第 8 条第 1 項に規定する ETCX の通行回数又は第 12 条の電子回数券の購入回数の残回数は消滅します。

(免責事項)

第 16 条 社は、次の各号に掲げるときに、割引申込者又は割引適用者が被った損害について、一切責任を負いません。

(1) 社又はサービス提供事業者が、システム管理上の必要から本割引措置の利用を制限し又は停止したとき

(2) 社又はサービス提供事業者が、道路管理上の必要又はシステム管理上の必要から ETCX システム若しくは ETC カードの利用を制限し又は停止したとき

(3) 社又はサービス提供事業者の責に帰することができない登録事項の誤りにより、本割引措置の利用が遅延又は不能となったとき

(4) 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害若しくは事故により、本割引措置の利用が遅延又は不能となったとき

(5) 社又はサービス提供事業者の責に帰することができない通信上の盗聴、妨害若しくは事故により、割引申込者及び割引適用者の個人情報に漏えいし又は詐取されたとき

(6) サービス提供事業者が ETCX 会員規約又は本規約に定める手続きに従って、本人確認を行った場合において、パスワードその他の個人情報に盗用その他の不正行為があったとき

(通信費用等)

第 17 条 割引申込者又は割引適用者による、割引申込、電子回数券購入、割引措置の利用履歴を照会等のための通信費用又は電子メールを受信するための通信費用は、自己負担となります。

(個人情報保護)

第 18 条 社は、割引申込者及び割引適用者の個人情報を、静岡県道路公社個人情報保護規程（平成 18 年 3 月 23 日 静道公規程第 36 号）及び静岡県道路公社個人情報保護規程施行規則（平成 18 年 3 月 23 日 静道公規則第 227 号）に従って適切に取り扱います。

(規約の変更)

第 19 条 社は、割引適用者に通知することなく、この規約を変更することがあります。この場合、変更した規約の施行日以降は、変更後の規約の内容が全て従前の規約に優先するものとします。

2 社は、前項の変更を行った場合、変更内容を社のホームページ及び割引マイページにおいて周知します。

3 社は、第 1 項の変更によって割引適用者が被った損害について、一切責任を負いません。

(本割引措置の終了)

第 20 条 社は、本割引措置を終了する場合、終了日の 1 か月前までに社のホームページ及び割引マイページにおいて周知します。

2 本割引措置の終了をもって、第 5 条第 1 項若しくは第 8 条第 1 項に規定する ETCX の通行回数又は第 12 条の電子回数券の購入回数の残回数は、消滅します。

3 社は、本割引措置の終了によって割引適用者が被った損害について、一切責任を負いません。

(準拠法)

第 21 条 この規約の解釈にあたっては、全て日本法を準拠法とします。

(合意管轄裁判所)

第 22 条 割引適用者は、社との間でこの規約に係る訴訟の必要が生じた場合、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

附 則

1 この規約は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

2 伊豆中央道・修善寺道路 ETC 多目的利用サービス割引利用規約（いずトク X 割引）は廃止する。